

川崎市政策課題研究事業実施要綱

平成22年4月1日

22川企政第2号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の政策課題研究事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究課題)

第2条 政策課題研究事業の対象となる研究課題は、各局・室・区（以下「局等」という。）から募集を行い提案を受けたものの中から、当該研究課題を所管する局等と調整の上、政策課題研究事業運営委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、選定する。

(研究チームの設置)

第3条 委員会は、前条に定める研究課題について調査研究を行わせるため、研究チームを設置する。

2 研究チームの設置期間は、1年以内とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

(研究員の選定)

第4条 研究チームの研究員は、次の各号の要件に該当する職員とする。

- (1) 本市在職期間が3年以上の者。ただし、第2項第1号の推薦研究員はこの限りでない。
- (2) 勤務成績が良好で、心身ともに健康である者
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号）第2条第2項に規定する職員に該当しない者

2 研究チームは、次の各号に規定する研究員のうちから8名以内をもって構成する。

- (1) 推薦研究員 第2条において選定された研究課題を所管する局等の推薦により選ばれた者
- (2) 公募研究員 局等から募集を行い応じた者のうちから委員会を選定した者

3 研究員は、市長が委嘱する。

(研究の報告)

第5条 研究員は、あらかじめ作成された研究計画に基づき研究を行い、研究内容に関する報告書を作成し、市長に報告を行うものとする。

(学識者等への指導依頼)

第6条 委員会は、研究チームの調査研究のため、識見を有する者等に指導、助言及び協力を依頼することができるものとする。

(事務局)

第7条 研究政策課題研究事業の事務局は、総合企画局自治政策部及び総務局人材育成センター人材育成課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月29日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
政策課題研究事業運営実施要綱（平成7年4月19日施行）
政策課題特別研究事業運営実施要綱（平成13年3月29日施行）

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

(施行期日)

- 4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。